

# 令和5年度予算

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」とされています。

令和5年度の地方消費税交付金の増収分の主な使い道は、下表のとおり本町の社会保障経費に要する一般財源の一部として活用することとしています。

（歳入）

・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 81,510 千円

（歳出）

・ 社会保障施策経費 1,259,378 千円

（単位 千円）

事業名		経費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会福祉費	社会福祉総務費	189,166	31,301	157,865
	老人福祉費	399,401	42,418	356,983
	障がい者福祉費	179,468	127,772	51,696
	小計	768,035	201,491	566,544
児童福祉費	児童福祉総務費	19,823	9,174	10,649
	児童措置費	249,418	109,761	139,657
	小計	269,241	118,935	150,306
保健衛生費	保健衛生総務費	147,366	9,173	138,193
	予防費	27,067	403	26,664
	健康推進費	37,543	8,129	29,414
	母子保健費	10,126	3,086	7,040
	小計	222,102	20,791	201,311
合計		1,259,378	341,217	918,161

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、上記事業の一般財源の一部となっています。